

法 令 名	港 湾 法 昭和25. 5. 31. 法 律 第 218 号 改正 平成29. 6. 9 法 律 第 15 号
制 度 の 趣 旨	この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。(法第1条)
指 定 区 域	(1) 港湾区域 (法第4条) (2) 港湾隣接地域 (法第37条の2) (3) 臨港地区 (法第38条)
規 制 等 の 内 容	法第37条第1項 (1) 港湾区域内の水域又は公共空地の占用 (第1号) (2) 港湾区域内水域等の土砂の採取 (第2号) (3) 水域設備、外かく施設、係留施設等の建設又は改良 (第3号) (4) 港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為 (第4号) (令第14条)
許 可 基 準	港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与え、又は港湾計画の遂行を著しく阻害し、港湾の開発発展に著しく支障を与えるものであるときは、許可しない。(法第37条第2項)
許 可 手 続	事業主 申 請 通知 (許可・不許可) 総 合 県 民 局 又 東 部 県 土 整 備 局 (許可、不許可の決定)
照 会 先	県土整備部運輸政策課 (088-621-2589)